

10. 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 履修を出願し得る者は、学則第26条に定める入学資格を有する者乃至学校教育法施行規則第63条の4第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたとときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒でなければならない。

2 教育実習の履修を出願する者は、教育実習を除き、教員免許状を取得するに必要な単位を取得している者でなければならない。

(授業科目)

第3条 履修する授業科目の数は、毎学期3科目以内とする。ただし、教員免許状取得を目的にする場合はこの限りでない。

2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 履修を希望する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履修願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 写真(2枚、4×3cm)

2 現に他の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる1ヶ月以前に提出しなければならない。

(入学許可)

第7条 履修の出願のあった時は、当該授業科目担当教員の審査を経て、教授会の選考に基づき、学部長がこれを許可する。

(納付金)

第8条 履修を許可された者は、7日以内に所定の手続きをとり、所定の入学科及び授業料を納付しなければならない。

2 前条の外、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

(教育連携協定)

第10条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。